



平成 29 年 2 月 17 日

岩国市監査委員 様

岩国市長 福 田 良 彦



平成 28 年度第 3 回定期監査の結果に基づく措置について (通知)

平成 29 年 2 月 14 日付けで報告の提出があった監査報告について、次のとおり措置を講じたので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により通知します。

監査結果の意見

(1) 共通事項

車両を管理する部署においては、法令順守を徹底し、車検満了日を忘失することのないよう適切な対策を講じることで、同様の事態における再発防止を図っていただきたい。

措置の内容

公用車の無車検車・無保険車運行という法令に反する状態であったことが確認されたことを受け、次のとおり対策を講ずることを決定し、平成 29 年 1 月 20 日に臨時部長会議を開催し法令順守を徹底するとともに、同日付けで全職員に対して通知した。

- 1 公用車を管理する各部署においては、統一的な対策として次に掲げる対策を講ずる。
  - (1) 鍵の管理場所、事務室内、車内ダッシュボード等の見やすい場所に車検満了日を標記する。
  - (2) 車両運行簿に車検満了日をあらかじめ標記しておく。
  - (3) 車検などの事務処理について担当者を定める。
- 2 その他可能な限り必要と思われる対策を各課等において講ずる。
- 3 毎年 4 月当初に車検漏れ防止のため 1 の(1)から(3)までの対策を講ずることについて、庁内メールで全職員に通知する。